

証券コード 3712
2022年12月7日

株 主 各 位

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

株式会社情報企画

代表取締役社長 松岡 勇 佑

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を第一に考え、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年12月21日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会お土産配布の中止に関するお知らせ】
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本総会にご来場の株主の皆様への、お土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午後1時30分（受付開始：午後1時）
2. 場 所 大阪市中央区安土町2丁目3番13号
大阪国際ビルディング17階 1705号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本年につきましては、株主総会終了後の経営説明会を開催いたしません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jyohokikaku.co.jp>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について】

当社では、株主様の健康と安全を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

《株主様へのお願い》

- ・本総会につきましては、健康状態にかかわらず可能な限りご来場を見合わせることをご検討いただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年はご来場をお控えいただくことを強くお勧めいたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染が疑われる方は、ご来場をお控えくださいますよう、お願い申し上げます。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

《当社の対応について》

- ・感染防止のため、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ・会場入り口にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場入り口での検温等の措置を行う場合があります。それにより、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・密集防止の観点から、座席の間隔を広げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただきましても、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会の議事は、開催時間をなるべく短縮する観点から、多くの点で具体的な説明を簡素化させていただく予定です。また、例年総会后に行っております経営説明会につきましても、取りやめさせていただきます。
- ・当社の役員及び株主総会運営のスタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

| | | |
|--|--|--|
|  <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年12月22日 (木曜日) 午後1時30分 (受付開始：午後1時)</p> |  <p>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年12月21日 (水曜日) 午後6時 到着分まで</p> |  <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年12月21日 (水曜日) 午後6時 入力完了分まで</p> |
|--|--|--|

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトで
ログインQRコード
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2・第3・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

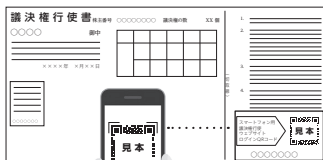
書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

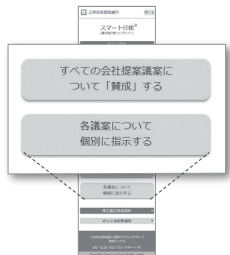
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

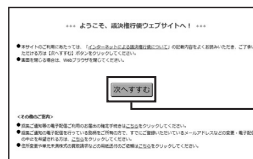
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



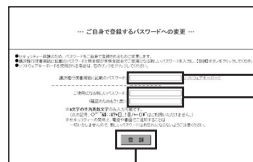
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済については、消費や生産は持ち直しておりますが、原材料価格の上昇や急激な円安による物価高もあり下振れリスクが懸念されます。ただ当社グループの主要な販売先である金融機関におきましては前年と比べて業況は改善しており、当社グループとしては営業活動や開発を滞りなく進めております。

業況につきましては、「システム事業」は、「担保不動産評価管理システム」が大手金融機関や地方銀行中心に受注は好調で売上高が大幅に増加したほか、「契約書作成支援システム」も信用金庫中心に売上が伸びています。システム開発に係る「システムインテグレーション部門」とシステムのメンテナンスを行う「システムサポート部門」の当連結会計年度の売上高と営業利益は前期並みとなっています。

「不動産賃貸事業」につきましても、賃貸収入と営業利益は前期並みとなっています。

2022年9月に大手メーカーのインフラ関連システムの開発を行っている株式会社ダングの株式取得を完了いたしました。ダング社が加わることにより、当社グループとしては人材確保と地域拠点の構築が進み、当社グループの企業価値の向上に寄与するものと考えております。

なお、当連結会計年度は連結初年度であり、また、連結子会社の取得を2022年6月30日(みなし取得日)とし、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しており、連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,230,937千円、営業利益は1,242,018千円、経常利益は1,243,017千円、親会社株主に帰属する当期純利益は862,115千円となりました。なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

事業別の状況は次のとおりであります。

| 区 分 | 第36期 (当連結会計年度) (2022年9月期) | |
|-----------------------------|---------------------------------|-------|
| | 金 額 | 構 成 比 |
| | 千円 | % |
| シ ス テ ム 事 業 | 3,043,991 | 94.2 |
| システムインテグレーション部門 | 1,979,747 | 61.3 |
| うち担保管理システム | 634,707 | 19.6 |
| うち格付システム 決算書リーディングシステム | 364,281 | 11.3 |
| うち自己査定支援システム | 100,000 | 3.1 |
| うち融資稟議支援システム 契約書作成支援システム | 447,996 | 13.9 |
| う ち そ の 他 | 432,761 | 13.4 |
| システムサポート部門 | 1,064,244 | 32.9 |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 | 186,945 | 5.8 |
| 合 計 | 3,230,937 | 100.0 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1) システム事業

<システムインテグレーション部門>

主要なシステムである「担保不動産評価管理システム」は大手金融機関や地方銀行宛てに大幅増収となったほか、「契約書作成支援システム」は地方銀行や信用金庫中心に電子契約案件の受注が増加し増収となっています。「財務分析・企業評価支援システム」も地方銀行中心に更改案件が増えています。「融資稟議支援システム」は、信用金庫宛て売上高に根強く貢献しています。この結果、システムインテグレーション部門の売上高は、1,979,747千円、売上高構成比は61.3%となりました。

<システムサポート部門>

メンテナンスの売上高は、例年の路線価データ納品やシステム導入が進み、システムサポート部門の売上高は1,064,244千円、売上高構成比は32.9%となりました。

以上の結果、システム事業の売上高は3,043,991千円、セグメント利益は1,164,422千円となりました。

2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、賃貸マンション3棟、立体駐車場1棟、賃貸オフィス1棟及び賃貸店舗2件の計7物件あり、当連結会計年度の売上高は、賃貸収入186,945千円、セグメント利益は77,596千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、42,495千円であります。その主な内容は、事務所移転に伴う工事及び備品の購入、システム事業におけるサーバー等の事務用機器及びソフトウェアの購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

借入金等による資金調達は原則として行わない方針ですが、株式会社ダングでは、一部借入金による資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2022年9月21日に株式会社ダングの全株式を取得し、同社を完全子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 33 期 (2019年9月期) | 第 34 期 (2020年9月期) | 第 35 期 (2021年9月期) | 第 36 期 (当連結会計年度) (2022年9月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | － | － | － | 3,230,937 |
| 経 常 利 益 (千円) | － | － | － | 1,243,017 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円) | － | － | － | 862,115 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | － | － | － | 257.38 |
| 総 資 産 (千円) | － | － | － | 7,132,688 |
| 純 資 産 (千円) | － | － | － | 5,656,578 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | － | － | － | 1,688.74 |

- (注) 1. 第36期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第35期以前の各数値は記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 33 期 (2019年9月期) | 第 34 期 (2020年9月期) | 第 35 期 (2021年9月期) | 第 36 期(当期) (2022年9月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 2,848,304 | 3,035,506 | 3,147,709 | 3,230,937 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,022,850 | 1,117,068 | 1,227,885 | 1,267,936 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 707,735 | 773,191 | 868,666 | 879,414 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 211.27 | 230.82 | 259.33 | 262.54 |
| 総 資 産 (千円) | 5,170,760 | 5,860,854 | 6,421,724 | 7,044,685 |
| 純 資 産 (千円) | 3,983,627 | 4,488,299 | 5,088,992 | 5,673,877 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | 1,189.19 | 1,339.93 | 1,519.26 | 1,693.90 |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------|----------|----------|------------------------------|
| 株式会社ダング | 80,000千円 | 100% | ソフトウェア開発及びシステム構築 コンサルティング |

(注) 2022年9月21日に株式会社ダングの全株式を取得し、同社を完全子会社化しました。

(4) 対処すべき課題

① 新商品の開発

当社は金融機関の融資部や審査部向けの信用リスク管理業務のシステムを中心に開発・販売してまいりました。主要な販売先である金融機関は、業務効率化や収益獲得に結びつくシステムへの要望が強く、特にクラウド型のシステムへの関心が高くなりつつあります。そのため融資稟議等審査部向けのみならず営業推進や総務、経理、営業店窓口業務向けのシステムにも注力して展開しています。今後も金融機関を主要な販売先としていくとともに、新たな顧客の開拓を進め、それら顧客のニーズを把握し的確な提案を行い、新商品を開発、販売していきたいと考えています。

② 優秀な人材の確保と活用

顧客である金融機関のニーズに対応していくためには営業及び開発の各局面において優秀な人材が不可欠であります。オンラインによる会社説明会の開催、WEBによる面接等の他、対面での説明会なども復活させ、より充実した採用活動を実施しています。これらにより優秀な学生が採用されています。またWEBにより、新人研修や社員向けに階層別の実務と開発の研修も行っています。今後とも、多様な働き方に対応し、より一層優秀な人材の確保と定着に努めていきます。

③ 子会社の活用

連結子会社との連携や活用などに対応していきます。これによりシステム開発の人材の確保や地域拠点の構築が進展し、企業価値の向上に寄与するものと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

| 事業区分 | 事業内容 | 会社名 |
|---------|---|----------|
| システム事業 | 金融機関向けシステムコンサルティング、企画、開発、販売、システムデータ入力代行 | 株式会社情報企画 |
| | ソフトウェア開発及びシステム構築コンサルティング | 株式会社ダンク |
| 不動産賃貸事業 | 不動産賃貸、管理 | 株式会社情報企画 |

(6) 主要な営業所等 (2022年9月30日現在)

① 当社

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 本 社 | 大阪市中央区安土町2丁目3番13号 |
| 東 京 営 業 部 | 東京都千代田区麹町3丁目3番6号 |
| 名 古 屋 営 業 部 | 名古屋市中村区平池町4丁目60番12号 |
| 大 宮 支 社 | 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目42番2号 |
| 大 阪 研 修 セ ン タ ー | 大阪市西区阿波座1丁目15番15号 |

② 子会社

| | |
|---------------|---------------------|
| 株 式 会 社 ダ ン ク | 茨城県日立市大みか町4丁目13番23号 |
|---------------|---------------------|

(7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 149 (20) 名 | — |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイトについては()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 128 (16) 名 | △13 (-) 名 | 34.0歳 | 9.7年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイトについては()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

株式会社ダング (2022年6月30日現在) (単位：千円)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|--------|
| 株式会社常陽銀行 | 33,719 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 24,510 |
| 株式会社筑波銀行 | 20,000 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,360,000株
- ② 発行済株式の総数 4,090,000株
- ③ 株主数 3,824名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|----------|-------|
| 松岡仁史 | 800,000株 | 23.8% |
| 有限会社サポート | 325,000 | 9.7 |
| 情報企画従業員持株会 | 186,500 | 5.5 |
| 光通信株式会社 | 174,300 | 5.2 |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND | 122,394 | 3.6 |
| 松岡千晴 | 122,000 | 3.6 |
| 立石雄嗣 | 60,000 | 1.7 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 54,200 | 1.6 |
| 井口宗久 | 47,300 | 1.4 |
| 見附博明 | 45,000 | 1.3 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を740,409株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (740,409株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年9月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------|------|--|
| 代表取締役会長 | 松岡仁史 | |
| 代表取締役社長 | 松岡勇佑 | |
| 専務取締役 | 井口宗久 | 営業本部長 |
| 取締役 | 中谷利仁 | システム部長兼管理担当 (株)ダック取締役 |
| 取締役 | 塚越洋一 | 東京営業部 営業部長 (株)ダック取締役 |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 橋本政幸 | |
| 取締役（監査等委員） | 清原大 | 清原公認会計士事務所代表 (株)Go Public代表取締役 (株)ダック監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 浅川敬太 | 梅田総合法律事務所 弁護士 イオンリテール(株)嘱託産業医 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 清原 大氏及び取締役（監査等委員） 浅川敬太氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役（監査等委員） 清原 大氏及び取締役（監査等委員） 浅川敬太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 取締役（監査等委員） 橋本政幸氏及び取締役（監査等委員） 清原 大氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役（監査等委員） 浅川敬太氏は、弁護士及び医師の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は重要な会議等への出席や会計監査人及び内部監査室との十分な連携を通じ、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、橋本政幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、手続きの透明性及び客観性を確保するため、任意の報酬委員会を設置しています。報酬委員会では、取締役の報酬を短期のみならず中長期的な企業価値と業績の向上に資するような内容・水準とし、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータを参考にしつつ、当社の事業規模や業態及び財務状況を踏まえ、株主総会において決議された総枠の範囲内で決定することを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は固定報酬を基本報酬とします。

b 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は月例の固定報酬とし、業務執行役員としての職責・役割にふさわしく、対象期間の期待貢献度及び業績等を考慮して決定します。

c 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき報酬委員会が具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を決定することとします。報酬委員会は、当該権限が適切に行使されるよう、役付取締役と社外取締役から構成されるものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|---------------|-----|-----------|
| | 名 | 千円 |
| 取締役（監査等委員を除く） | 5 | 135,687 |
| 取締役（監査等委員） | 4 | 15,744 |
| 合 計 | 9 | 151,432 |

- (注) 1. 上記には、2021年12月16日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月17日開催の第29期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年12月17日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額19,967千円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し19,132千円、取締役（監査等委員）4名に対し834千円）を含めて記載しております。
6. 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の決定については、報酬決定手続きの透明性及び客観性を確保するため、代表取締役会長松岡仁史氏、代表取締役社長松岡勇佑氏、専務取締役井口宗久氏、社外取締役（監査等委員）清原 大氏及び浅川敬太氏を構成員とする報酬委員会に委任し、同委員会において決定しております。
7. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 先 | 兼 職 内 容 |
|------------------|---------|---------------------|-----------|
| 取 締 役 (監査等委員) | 清 原 大 | 清原公認会計士事務所 | 代 表 |
| | | (株) G o P u b l i c | 代 表 取 締 役 |
| | | (株) ダ ン ク | 監 査 役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 浅 川 敬 太 | 梅田総合法律事務所 | 弁 護 士 |
| | | イオンリテール(株) | 嘱 託 産 業 医 |

(注) 当社と上記兼職先の他の法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|------------------|---------|--|
| 取 締 役 (監査等委員) | 清 原 大 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 浅 川 敬 太 | 2021年12月16日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、同様の見地から、適宜発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は当社定款第23条及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

社外役員3名に対する報酬等の総額は8,712千円（うち役員退職慰労引当金繰入額は462千円）であります。なお、社外役員の支給人員は、2021年12月16日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,312千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,312千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等について適正であると判断し、同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制システムの構築は企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。

意思決定においては、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するため、重要案件については必要に応じて取締役会を開催します。

業務執行においては、社内規程で責任部門・執行手続を定めるとともに、「職務権限規程」で決裁権限を明確化します。また、監査等委員会による業務執行の妥当性・適法性に関するチェックのほか、内部監査室及び会計監査人による業務・会計監査をあわせて実施します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な文書等に関しては、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクとして、個人情報流出のリスクについては、「データ管理規程」を制定し、リスクの回避、減少等の対策を実行するほか、「セキュリティ管理規程」等の制定により全社的なリスクの把握を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務分掌を明確化し、権限分配により職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の監督機能を強化する一方、迅速なる経営戦略・方針等の意思決定を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図ります。

- ⑥ **当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
「子会社管理規程」に基づき、子会社の管理は管理担当役員が管掌し、合議事項は親会社の取締役会により決定し、報告事項は定期的に報告することとしています。また当社取締役や使用人または元当社取締役や元当社使用人が子会社の取締役や監査役に就任することで、グループ間の情報伝達を推進するとともに、子会社の業務執行状況の監視・監督を行います。
- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
監査等委員会の職務を補助すべき専任の組織・担当者は置いておりませんが、「監査等委員会規則」を制定し、監査上の必要があるときは内部監査部門等に報告を求め、又は特定事項の調査を依頼することができるよう定めております。
- ⑧ **上記⑦の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の上記⑦の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会の補助者を置く場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保すべきことに留意し、監査等委員会の同意のうえ、取締役会にて決定します。また監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、その指示に関する限りにおいては、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。
- ⑨ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告するものとしています。また監査等委員会は、必要に応じて当社及び子会社の業務執行状況について取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人に報告を求めることができます。
- ⑩ **上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
当社の監査等委員会への報告に関しては、内部通報に係る報告以外の報告であっても、「内部通報運用規程」の通報者保護規定を適用し、当該報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。

- ⑪ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑫ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、取締役会のほか部課長会議などの重要会議に出席するとともに、各営業部内の責任者と適宜面談し必要に応じて説明聴取を行うこととしています。また、会計監査人及び内部監査室と連携し相互に情報交換を実施することにより、的確で効率的な監査を図ります。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ① **内部統制システム全般**

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

- ② **取締役会の主な運用状況**

当社取締役会は、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。また当社各部門から毎月の活動状況の報告を受け、情報共有と経営管理の充実を図っております。

- ③ **監査等委員会の主な運用状況**

監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、審議をしております。各監査等委員は、取締役会において発言を行い、常勤監査等委員は、この他重要な部課長会議に出席し、発言、調査する等監査の充実を図っております。

4. **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、配当性向40%程度を目標としております。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術開発の強化や新規事業の展開に有効投資してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 流 動 資 産 | 3,994,618 | 流 動 負 債 | 1,043,408 |
| 現金及び預金 | 3,260,623 | 買掛金 | 101,323 |
| 売掛金 | 461,224 | 短期借入金 | 20,000 |
| 契約資産 | 226,112 | 1年内返済予定の長期借入金 | 14,172 |
| 仕掛品 | 30,480 | 未払金 | 100,386 |
| 前払費用 | 13,479 | 未払消費税等 | 53,091 |
| 未収収益 | 2,696 | 未払法人税等 | 217,805 |
| 固 定 資 産 | 3,138,069 | 預り金 | 9,727 |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,683,366 | 契約負債 | 424,700 |
| 建物及び構築物 | 1,005,682 | 賞与引当金 | 97,918 |
| 機械装置及び運搬具 | 0 | 製品保証引当金 | 2,538 |
| 土地 | 1,665,888 | その他 | 1,745 |
| その他 | 11,795 | 固 定 負 債 | 432,701 |
| 無 形 固 定 資 産 | 115,419 | 長期借入金 | 44,057 |
| のれん | 92,810 | 役員退職慰労引当金 | 303,033 |
| 電話加入権 | 1,116 | 長期預り保証金 | 66,361 |
| ソフトウェア | 21,492 | 資産除去債務 | 19,250 |
| 投資その他の資産 | 339,283 | 負 債 合 計 | 1,476,110 |
| 関係会社株式 | 10,000 | 純 資 産 の 部 | |
| 繰延税金資産 | 168,310 | 株主資本 | 5,656,578 |
| 会員権 | 12,650 | 資本金 | 326,625 |
| 差入保証金 | 111,950 | 資本剰余金 | 365,175 |
| その他 | 36,372 | 利益剰余金 | 5,729,597 |
| 資 産 合 計 | 7,132,688 | 自己株式 | △764,819 |
| | | 純 資 産 合 計 | 5,656,578 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 7,132,688 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高 | 3,230,937 |
| 売 上 原 価 | 1,210,118 |
| 売 上 総 利 益 | 2,020,819 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 778,800 |
| 営 業 利 益 | 1,242,018 |
| 営 業 外 収 益 | 998 |
| 経 常 利 益 | 1,243,017 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 1,243,017 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 396,358 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △15,456 |
| 当 期 純 利 益 | 862,115 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 862,115 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 純資産合計 |
|---------------------------|---------|---------|-----------|----------|----------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 326,625 | 365,175 | 5,161,820 | △764,627 | 5,088,992 | 5,088,992 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | 7,129 | | 7,129 | 7,129 |
| 会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高 | 326,625 | 365,175 | 5,168,950 | △764,627 | 5,096,122 | 5,096,122 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △301,467 | | △301,467 | △301,467 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 862,115 | | 862,115 | 862,115 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △192 | △192 | △192 |
| 当連結会計年度変動額合計 | - | - | 560,647 | △192 | 560,455 | 560,455 |
| 当 期 末 残 高 | 326,625 | 365,175 | 5,729,597 | △764,819 | 5,656,578 | 5,656,578 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ダנק
- ・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度より、新たに株式を取得した株式会社ダנקを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 1社
- ・ 非連結子会社の名称 株式会社アイピーサポート
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

- ・ 会社等の名称 株式会社アイピーサポート
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ダנקの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、株式会社ダנקの株式取得を2022年6月30日（みなし取得日）としており、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法。
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）。
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法。

- ロ. 棚卸資産
・仕掛品 個別法による原価法。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 10～42年
機械装置及び運搬具 6年
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ロ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ハ. 製品保証引当金 製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率を基準とした補修見積額を引当計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- イ. システム事業(システムインテグレーション部門)
システムインテグレーション部門は、顧客との契約に基づきシステムを設計・開発し、提供する履行義務を負っております。受注制作のソフトウェアに係る開発案件は、顧客との義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務を充足することにより、収益を認識しています。この場合、履行義務の充足に係る進捗度は、原価総額の見積りに対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. システム事業（システムサポート部門）

システムサポート部門は、システムに係るメンテナンスを行う部門であり、顧客との契約に基づき、システムの保守等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社グループが業務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり履行義務を充足することで収益を認識しております。

ハ. 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、保有する賃貸マンションや賃貸オフィス物件等ですが、当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件は、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合（工期がごく短期間のもの等を除く）には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,401千円減少し、売上原価は1,376千円減少しており、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ24千円減少しております。また利益剰余金の当連結会計年度の期首残高は7,129千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 受注制作のソフトウェアに係る収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 当連結会計年度 |
|-----|-----------|
| 売上高 | 226,112千円 |

(注) 検収済の案件を除く。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

受注制作のソフトウェアについて、当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる案件(工期がごく短期間のもの等を除く)には、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法(履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法)適用し、進捗度に応じて売上高を計上しております。

進捗度は、受注制作のソフトウェアの開発原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき測定され、開発原価総額の見積りは、主として開発工数の見積りに時間単価を乗じて算定しております。

ロ. 主要な仮定

重要な見積りは、開発原価総額であり、ソフトウェア開発の作業に伴い発生が見込まれる開発工数が主要な仮定として挙げられます。開発工数の見積りに際しては、案件ごとの仕様や工期等を勘案した上で、システム構築及びプロジェクトマネジメントに関する専門的な知識と経験を有する開発担当者により個別に行われております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

開発途中での仕様変更や想定外の事象の発生等により、この見積りが変更された場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による影響については、当連結会計年度末時点において当社グループの事業活動に重要な影響を与えていないことから、業績に与える影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 531,632千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 4,090,000株 | －株 | －株 | 4,090,000株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 740,343株 | 66株 | －株 | 740,409株 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年12月16日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 150,734千円
- ・ 1株当たり配当額 45円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月17日

ロ. 2022年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 150,733千円
- ・ 1株当たり配当額 45円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月6日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年12月22日開催予定の第36期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| | |
|------------|-------------|
| ・ 配当金の総額 | 150,731千円 |
| ・ 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・ 1株当たり配当額 | 45円 |
| ・ 基準日 | 2022年9月30日 |
| ・ 効力発生日 | 2022年12月23日 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品を基本としております。また、借入金等による資金調達は原則として行わない方針ですが、株式会社ダंकでは、一部借入金による資金調達を行っております。デリバティブ取引は、余資運用目的で行うこととし、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事務所の賃貸契約における保証金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は主に営業取引にかかる資金調達であります。なお、変動金利による借入金はありません。

長期預り保証金は、不動産の賃貸契約に際し、賃借人より預っている保証金及び建設協力金等であり、一定期間又は賃貸期間終了時において相手先に返済するものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「販売管理規程」に従い、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の有無を随時把握する体制としております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び長期預り保証金については、当社グループの経理部門において適時に資金繰計画を作成するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 差入保証金 | 111,950 | 77,645 | △34,305 |
| (2) 長期預り保証金 | 66,361 | 64,871 | △1,489 |

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(*2)以下の市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|-----------------|
| 関係会社株式 | 10,000 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | － | 77,645 | － | 77,645 |
| 長期預り保証金 | － | 64,871 | － | 64,871 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府内において、賃貸マンション3棟、立体駐車場1棟、賃貸オフィス1棟及び賃貸店舗2件の計7物件（いずれも土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） |
|----------------|-----------|
| 2,573,307 | 2,570,000 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

| | システム事業 | 不動産賃貸事業 | 合計 |
|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 売上高 | | | |
| システムインテグレーション部門 | 1,979,747 | － | 1,979,747 |
| システムサポート部門 | 1,064,244 | － | 1,064,244 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,043,991 | － | 3,043,991 |
| その他の収益 | － | 186,945 | 186,945 |
| 外部顧客への売上高 | 3,043,991 | 186,945 | 3,230,937 |

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

・ 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度末 |
|---------------|-----------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 642,254 | 461,224 |
| 契約資産 | 272,371 | 226,112 |
| 契約負債 | 387,946 | 424,700 |

契約資産は、主にソフトウェアの受注制作の一定期間にわたり履行義務が充足される契約について、未請求の受注制作等の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にシステムの保守等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約について、契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価のことであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、387,946千円であります。

・残存履行義務に配分された取引価格

2022年9月30日現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、176,629千円であります。当社グループは、当該残存履行義務について、概ね2年以内に収益を認識することを見込んでおります。なお、当該残存履行義務には、当初に予想される契約期間が1年以内の全ての契約を含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,688円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 257円38銭 |

11. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 株式会社ダング

事業内容 ソフトウェア開発及びシステム構築コンサルティング等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、主に金融機関向けに信用リスク関連システム等を開発及び販売しております。当社は人材をより確保できれば業容を拡大させることができると考えており、また顧客に地域金融機関が多く、地域拠点の増加についても検討しておりました。ダング社は、大手メーカーのインフラ関連システム受注で安定した仕事の確保をしており、地元根付いたIT事業への展開も果たしております。今後、ダング社が加わることにより、当社としては人材確保と地域拠点の構築が進み、当社の企業価値向上に寄与するものと考えております。ダング社にとっても、更なる安定的なプロジェクト受注を確保することが可能となります。以上のように、当社とダング社双方にとって、シナジー効果やメリットがあるものと考えております。

(3) 企業結合日

2022年9月21日（株式取得日）

2022年6月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるもの

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年6月30日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しております。
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、適正価格にて取得しております。
4. 主な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 24,919千円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
92,810千円
- (2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
7年にわたる均等償却
なお、当該のれんは、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定した金額であります。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 108,206千円 |
| 固定資産 | 36,372千円 |
| 資産合計 | 144,578千円 |
| 流動負債 | 61,244千円 |
| 固定負債 | 44,057千円 |
| 負債合計 | 105,301千円 |
7. 取得原価の配分
当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。
8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- | | |
|------|-----------|
| 売上高 | 175,612千円 |
| 営業利益 | △3,502千円 |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報を影響の概算額としております。なお、企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものととしてその償却額を算定し、概算額に含めております。上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

12. 重要な後発事象に関する注記

会社分割について

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、当社の不動産賃貸事業（以下、「本事業」といいます。）を会社分割により、当社の完全子会社である株式会社アイピーサポート（以下、「承継会社」といいます。）に承継させることを決議し、同日付で同社と吸収分割契約を締結いたしました。なお、会社分割の効力発生については、2022年12月22日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されることが条件となります。また、本会社分割は当社の完全子会社へ事業部門を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容の一部を省略して開示しております。

1. 本会社分割の目的

当社は、2012年11月に承継会社を設立し、当社の資産の活用及び管理業務として本事業を展開し、グループ全体の業容拡大を図ってまいりました。今般、本事業の運営を機動的に行い業務の効率化を図ることを目的に、本事業を承継会社に承継させるものであります。

本会社分割により、当社グループの安定した収益基盤の構築と、各事業の成長基盤の強化につながるものと判断しております。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

| | |
|----------------|-----------------|
| 吸収分割契約承認取締役会 | 2022年11月8日 |
| 吸収分割契約締結 | 2022年11月8日 |
| 吸収分割契約承認定時株主総会 | 2022年12月22日（予定） |
| 吸収分割効力発生日 | 2023年1月1日（予定） |

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、吸収分割により承継会社に承継いたします。

(3) 本会社分割に係る割当の内容

承継会社は当社に対し、本会社分割に際し普通株式29,234株を交付いたします。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金

当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、本事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において、当社から承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日以降において、当社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

3. 本会社分割の当事会社の概要（2022年9月30日現在）

| | 分割会社 | | 承継会社 | |
|------------------------|--------------------------------|-------|-------------------|--------|
| (1) 名称 | 株式会社情報企画 | | 株式会社アイピーサポート | |
| (2) 所在地 | 大阪市中央区安土町二丁目3番13号 | | 大阪市西区阿波座一丁目15番15号 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 松岡 勇佑 | | 代表取締役 松岡 仁史 | |
| (4) 事業内容 | システムコンサルティング・企画・開発・販売、不動産賃貸・管理 | | 不動産管理 | |
| (5) 資本金 | 326,625千円 | | 10,000千円 | |
| (6) 設立年月日 | 1986年10月 | | 2012年11月 | |
| (7) 発行済株式総数 | 4,090,000株 | | 200株 | |
| (8) 決算期 | 9月30日 | | 9月30日 | |
| (9) 大株主及び持分比率 | 松岡 仁史 | 23.8% | 株式会社情報企画 | 100.0% |
| | 有限会社サポート | 9.7% | | |
| | 情報企画従業員持株会 | 5.5% | | |
| | 光通信株式会社 | 5.2% | | |
| | BBH FOR FIDELITY | 3.6% | | |
| | LOW-PRICED STOCK FUND | | | |
| (10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 | | | | |
| | 2022年9月期 (単体) | | 2021年9月期 (単体) | |
| 純資産 | 5,673,877千円 | | 18,543千円 | |
| 総資産 | 7,044,685千円 | | 18,578千円 | |
| 1株当たり純資産額 | 1,693.90円 | | 92,718.77円 | |
| 売上高 | 3,230,937千円 | | 4,511千円 | |
| 営業利益 | 1,266,938千円 | | 508千円 | |
| 経常利益 | 1,267,936千円 | | 508千円 | |
| 当期純利益 | 879,414千円 | | 340千円 | |
| 1株当たり当期純利益 | 262.54円 | | 1,703.69円 | |

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

不動産賃貸事業

(2) 分割する部門の経営成績（2022年9月期）

| | |
|------|-----------|
| 売上高 | 186,945千円 |
| 営業利益 | 77,596千円 |

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

| 資産 | | 負債 | |
|------|-------------|------|----------|
| 流動資産 | 200,000千円 | 流動負債 | 10,445千円 |
| 固定資産 | 2,592,512千円 | 固定負債 | 65,767千円 |
| 合計 | 2,792,512千円 | 合計 | 76,212千円 |

※上記金額は2022年9月末時点の貸借対照表を基準として算定しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本会社分割後の状況（2023年1月1日現在（予定））

| | 分割会社 | 承継会社 |
|---------------|-----------------------|-------------------|
| (1) 名称 | 株式会社情報企画 | 株式会社アイピーサポート |
| (2) 所在地 | 大阪市中央区安土町二丁目3番13号 | 大阪市西区阿波座一丁目15番15号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 松岡 勇佑 | 代表取締役 松岡 仁史 |
| (4) 事業内容 | システムコンサルティング・企画・開発・販売 | 不動産賃貸・管理 |
| (5) 資本金 | 326,625千円 | 10,000千円 |
| (6) 決算期 | 9月30日 | 9月30日 |

6. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 流 動 資 産 | 3,886,411 | 流 動 負 債 | 982,164 |
| 現金及び預金 | 3,170,408 | 買掛金 | 101,323 |
| 売掛金 | 443,677 | 未払金 | 83,852 |
| 契約資産 | 226,112 | 未払消費税等 | 47,292 |
| 仕掛品 | 30,480 | 未払法人税等 | 217,594 |
| 前払費用 | 13,035 | 預り金 | 9,004 |
| 未収収益 | 2,696 | 契約負債 | 424,700 |
| 固 定 資 産 | 3,158,274 | 賞与引当金 | 94,371 |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,683,366 | 製品保証引当金 | 2,538 |
| 建物 | 1,005,201 | その他 | 1,485 |
| 構築物 | 481 | 固 定 負 債 | 388,644 |
| 機械及び装置 | 0 | 役員退職慰労引当金 | 303,033 |
| 工具、器具及び備品 | 11,795 | 長期預り保証金 | 66,361 |
| 土地 | 1,665,888 | 資産除去債務 | 19,250 |
| 無 形 固 定 資 産 | 22,608 | 負 債 合 計 | 1,370,808 |
| 電話加入権 | 1,116 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 21,492 | 株 主 資 本 | 5,673,877 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 452,298 | 資本金 | 326,625 |
| 関係会社株式 | 167,007 | 資本剰余金 | 365,175 |
| 繰延税金資産 | 160,690 | 資本準備金 | 365,175 |
| 会員権 | 12,650 | 利 益 剰 余 金 | 5,746,896 |
| 差入保証金 | 111,950 | 利益準備金 | 1,816 |
| 資 産 合 計 | 7,044,685 | その他利益剰余金 | 5,745,080 |
| | | 繰越利益剰余金 | 5,745,080 |
| | | 自 己 株 式 | △764,819 |
| | | 純 資 産 合 計 | 5,673,877 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 7,044,685 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高 | 3,230,937 |
| 売 上 原 価 | 1,210,118 |
| 売 上 総 利 益 | 2,020,819 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 753,880 |
| 営 業 利 益 | 1,266,938 |
| 営 業 外 収 益 | 998 |
| 経 常 利 益 | 1,267,936 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 1,267,936 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 396,358 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △7,835 |
| 当 期 純 利 益 | 879,414 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------------------------|---------|---------|-----------|----------------|----------|-------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 326,625 | 365,175 | 1,816 | 5,160,003 | △764,627 | 5,088,992 | 5,088,992 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | | 7,129 | | 7,129 | 7,129 |
| 会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高 | 326,625 | 365,175 | 1,816 | 5,167,133 | △764,627 | 5,096,122 | 5,096,122 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △301,467 | | △301,467 | △301,467 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 879,414 | | 879,414 | 879,414 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | △192 | △192 | △192 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | 577,946 | △192 | 577,754 | 577,754 |
| 当 期 末 残 高 | 326,625 | 365,175 | 1,816 | 5,745,080 | △764,819 | 5,673,877 | 5,673,877 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式 移動平均法による原価法。
 - ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・仕掛品 個別法による原価法。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 10～42年 |
| 構築物 | 11年 |
| 機械及び装置 | 6年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～8年 |
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ② 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - ③ 製品保証引当金 製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率を基準とした補修見積額を引当計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム事業（システムインテグレーション部門）

システムインテグレーション部門は、顧客との契約に基づきシステムを設計・開発し、提供する履行義務を負っております。受注制作のソフトウェアに係る開発案件は、顧客との義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務を充足することにより、収益を認識しています。この場合、履行義務の充足に係る進捗度は、原価総額の見積りに対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

② システム事業（システムサポート部門）

システムサポート部門は、システムに係るメンテナンスを行う部門であり、顧客との契約に基づき、システムの保守等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社が業務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり履行義務を充足することで収益を認識しております。

③ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、保有する賃貸マンションや賃貸オフィス物件等ですが、当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件は、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合（工期がごく短期間のもの等を除く）には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,401千円減少し、売上原価は1,376千円減少しており、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ24千円減少しております。また利益剰余金の当事業年度の期首残高は7,129千円増加しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受収益」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェアに係る収益認識

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

「連結注記表 4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

| | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 531,632千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債務 | 550千円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 3,993千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 740,343株 | 66株 | －株 | 740,409株 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|------------|------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 11,793千円 |
| 未払事業所税 | 238千円 |
| 賞与引当金 | 28,858千円 |
| 製品保証引当金 | 776千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 92,667千円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7,744千円 |
| 資産除去債務 | 9,760千円 |
| ソフトウェア | 14,435千円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>166,274千円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務固定資産 | <u>5,584千円</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>5,584千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>160,690千円</u> |

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,693円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 262円54銭 |

12. 企業結合に関する注記

「連結注記表 11. 企業結合に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社情報企画
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押谷 崇雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社情報企画の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社情報企画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社情報企画
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押谷 崇雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社情報企画の2021年10月1日から2022年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月15日

株式会社情報企画 監査等委員会

監査等委員 橋 本 政 幸 ㊟

監査等委員 清 原 大 ㊟

監査等委員 浅 川 敬 太 ㊟

(注) 監査等委員清原 大及び浅川敬太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は150,731,595円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は2012年11月に株式会社アイピーサポート（以下「吸収分割承継会社」といいます。）を設立し、当社の資産の活用及び管理業務として不動産賃貸事業（以下「本事業」といいます。）を展開し、グループ全体の業容拡大を図ってまいりました。今般、本事業の運営を機動的に行い、業務の効率化を図ることを目的に、本事業を吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるため、2022年11月8日開催の当社取締役会において決議し、同日付で同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本件吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

株式会社情報企画（以下「甲」という）と株式会社アイピーサポート（以下「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第6条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の不動産関連事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所）

本件会社分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

（甲：吸収分割会社）

商号 株式会社情報企画

本店 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号

（乙：吸収分割承継会社）

商号 株式会社アイピーサポート

本店 大阪府大阪市西区阿波座一丁目15番15号

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、令和3年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、その他権利義務（別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおり）を本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式29,234株を甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金および準備金）

本件分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 資本金 | 金0円 |
| (2) 資本準備金 | 金0円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金 | 金0円 |

第6条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、令和5年1月1日とする。ただし、本件会社分割の進行に応じ必要があるときは、甲および乙は協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続きを行うものとする。

第8条（登記等費用の負担）

1. 甲および乙は、乙が承継する権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続きをその移転または対抗要件具備のために必要とするものについては、相互に協力して必要となる手続きを行うものとする。
2. 前項に定める手続きに要する費用（公租公課を含む。）の負担については、自らの実施する手続きに係る費用を各自負担する。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理をするものとし、それぞれ本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第11条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本件効力発生日の前日までに第7条に定める甲および乙の株主総会における本契約の承認ならびに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約は効力を失う。

第13条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲がその原本を、乙がその謄本を保有するものとする。

令和4年11月8日

大阪市中央区安土町二丁目3番13号
甲 株式会社情報企画
代表取締役 松岡勇佑

大阪市西区阿波座一丁目15番15号
乙 株式会社アイピーサポート
代表取締役 松岡仁史

別紙

承継権利義務明細表

1. 資 産

(1) 流動資産

- ① 現金200,000,000円
- ② 本件対象事業に属する売掛債権、前払費用およびその他流動資産

(2) 固定資産

本件対象事業に属する土地、建物、建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具および工具器具備品等の有形固定資産

2. 債 務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金等の流動負債

(2) 固定負債

本件対象事業に属する受入保証金、預り保証金等の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数及び吸収分割承継会社の資本金・準備金の額の相当性に関する事項

① 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、普通株式29,234株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の完全子会社であり、また本件吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する全てが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社と吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

② 資本金及び準備金の額の相当性

本件吸収分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jyohokikaku.co.jp/>) にその内容を掲載しております。

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記(3)の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、第29期定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 (現行どおり)</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日後にこれを削除する。</u></p> |

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な意思決定を行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|--|------------|
| 1 | まつおか ゆう すけ 松 岡 勇 佑 (1983年11月14日生) | 2007年4月 (株)シンプレクス・テクノロジー (現シンプレクス(株)) 入社 2011年2月 有限責任あずさ監査法人入社 2014年4月 当社入社 2014年8月 公認会計士登録 2015年12月 当社取締役(財務担当) 就任 2017年12月 当社代表取締役副社長(財務担当) 就任 2019年12月 当社代表取締役社長就任(現任) | 30,100株 |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>松岡勇佑氏は、取締役就任以来、強いリーダーシップを発揮し、代表取締役社長就任後は、経営トップとしての職責を果たし企業経営に尽力しております。また、公認会計士としての知識と経験を有しており、経営の監督を適切に行っております。今後も業務執行とともに経営の意思決定において、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|--|------------|
| 2 | なかやとしひと 中谷利仁 (1971年12月2日生) | 1998年4月 (株)カナデン入社 2001年11月 当社入社 2011年4月 当社東京システム部長 2012年12月 当社取締役就任(現任) 2021年4月 当社システム部長(現任) 2021年12月 当社管理担当(現任) 2022年9月 (株)ダング取締役就任(現任) | 29,600株 |
| | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>中谷利仁氏は、開発部門での幅広い業務経験を有しており、開発部門の責任者として部門全体を牽引し、事業の成長と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。これまでの豊富な経験と実績により、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> | | |
| 3 | ※ まついひろつぐ 松井敬嗣 (1980年10月22日生) | 2004年4月 (株)土屋組(現TSUCHIYA(株))入社 2004年8月 当社入社 2017年11月 当社東京営業2部 営業部長 2021年4月 当社東京営業部 営業部長(現任) | 3,799株 |
| | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>松井敬嗣氏は、開発部門での業務経験を経たのち、その経験を活かして営業部門での業績拡大や新規取引先の拡大に取り組み、事業の成長と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。今後もこれまでの豊富な経験と実績に基づき、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために期待される人材であると判断し、新たに取締役候補者いたしました。</p> | | |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりです。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合の各取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名 | 地位 | スキル・経験 | | | | | | |
|-------|-------------------|--------|----|----|------|----|------|-------|
| | | 経営 | 営業 | 開発 | 業界知見 | 人事 | 財務会計 | 法務リスク |
| 松岡 勇佑 | 代表取締役社長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中谷 利仁 | 取締役 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松井 敬嗣 | 取締役 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 橋本 政幸 | 取締役 (監査等委員・常勤) | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 清原 大 | 社外取締役 (監査等委員) | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 浅川 敬太 | 社外取締役 (監査等委員) | | | | | | | ○ |

(注) 上記一覧表は、取締役の有する全てのスキル・経験を表すものではありません。

第5号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役松岡仁史氏及び井口宗久氏並びに塚越洋一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職金規程に基づき、役位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

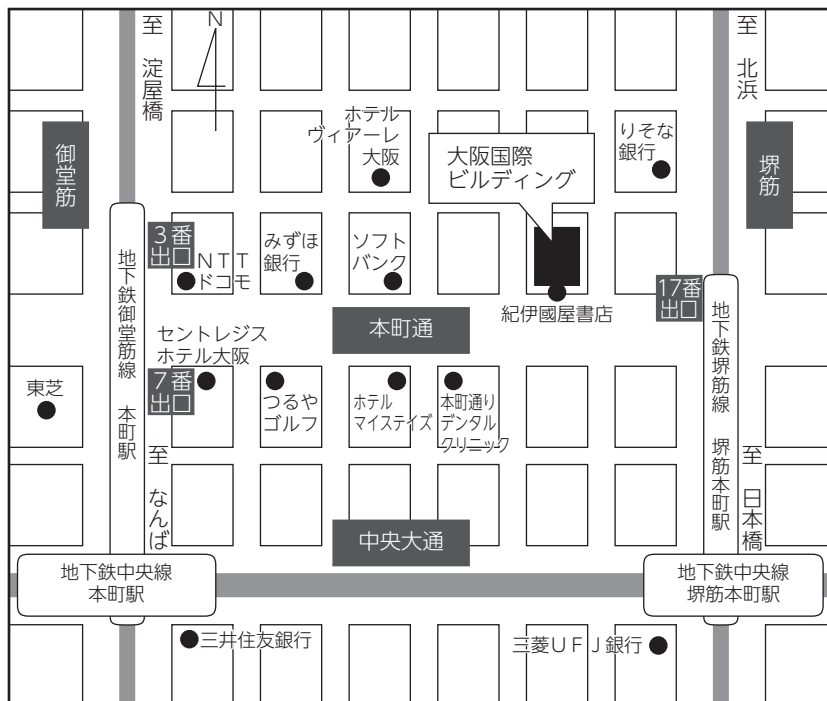
退任取締役（監査等委員である取締役を除く）の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | | | | 略 歴 | |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------------|
| まつ 松 | おか 岡 | ひと 仁 | し 史 | 1986年10月 | 当社設立・取締役 |
| | | | | 1987年11月 | 当社代表取締役社長 |
| | | | | 2019年12月 | 当社代表取締役会長（現任） |
| い 井 | ぐち 口 | むね 宗 | ひさ 久 | 2003年12月 | 当社取締役 |
| | | | | 2007年 4月 | 当社常務取締役 |
| | | | | 2020年12月 | 当社専務取締役（現任） |
| つか 塚 | ごし 越 | よう 洋 | いち 一 | 2016年12月 | 当社取締役（現任） |

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町2丁目3番13号
 大阪国際ビルディング17階 1705号室
 TEL 06-6265-8530



交通 地下鉄 $\left\{ \begin{array}{l} \text{堺筋線} \\ \text{中央線} \end{array} \right\}$ 堺筋本町駅17番出口 徒歩2分

地下鉄 $\left\{ \begin{array}{l} \text{御堂筋線} \end{array} \right\}$ 本町駅3番出口 徒歩7分

【株主総会お土産配布の中止に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本総会にご来場の株主の皆様への、お土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。